

協議会名 (設立年月日)	構成員					設立の根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 ・設立経緯など
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者					
東京都 居住支援協議会 (2014年6月)	住宅政策本部住宅企画部 住宅政策担当部長 福祉保健局総務部企画担 当部長	東京都の指定を 受けた居住支援 法人 全法人(18 法人)	(公社)東京都宅地建物 取引業協会 (公社)全日本不動産協 会 東京都本部	(公社)東京共同住宅協 会 (NPO)日本地主家主 協会 (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(一財)高齢者住宅財団 (社福)東京都社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する情報の収集 及び提供その他の区市町村 の居住支援協議会の活動の 支援に関する事 2 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入居 の促進に関する啓発活動そ の他の住宅市場の環境整備 に関する事 3 その他目的達成のために 必要な事業	東京都 住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課 調査担当	・居住支援に係る学識経験者の講演、活動事例発表等のセ ミナー開催(区市町村向け、居住支援・不動産関係向け) ・居住支援協議会リーフレットの作成・配布 及び 都民向け 住宅SN制度紹介チラシの作成・配布 ・区市町村での居住支援協議会設立促進・活動支援に向け た相談、上記以外の情報提供(国の補助金申請にかかる情 報提供を含む)など ・協議会活動の他、東京都で区市町村居住支援協議会活動 支援補助金交付事業あり	・地域の住宅確保要配慮者に対してきめ細やかな支 援を行うためには、区市町村が中心となって住宅行 政・福祉行政と居住支援に係る民間の関係団体が連 携して取り組むことが非常に重要であるが、連携の実 例が少ない。 ・都内区市町村で居住支援協議会が設置され始めた が、一部に留まる。 ・広域的な立場として区市町村協議会の設立促進及 び活動支援を行うことを目的に、都の居住支援協議 会を設立。
千代田区 居住支援協議会 (2016年7月)	保健福祉部福祉総務課長 保健福祉部生活支援課長 保健福祉部障害者福祉課 長 保健福祉部在宅支援課長 環境まちづくり部住宅課長 子ども部児童・家庭支援セ ンター長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会千代田 区中央支部 (公社)全日本不動産 協会千代田支部	-	(社福)千代田区社会福 祉協議会 千代田区民生・児童委員 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状 況及び民間賃貸住宅市場に 関する情報等の共有 2 住宅確保要配慮者の円 滑な入居及び安心居住の支援 並びに貸主及び民間賃貸住 宅を管理する事業者を行う者 への不安軽減等のための支援 方法の協議 3 住宅確保要配慮者への 居住支援の実施及び各機関 の連携に関する協議 4 その他、設置目的を達成 するために必要な事項の協 議	保健福祉部 福祉総務課	・居住支援協議会開催に伴う委員謝礼 ・居住支援協議会開催に伴う会議録の作成 ・居住支援協議会リーフレット作成委託	・他自治体と比較し、「住宅の供給量が少ない」「家賃 が高額である」といった地域特性が支援策検討の足 かせとなっている。 ・住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市 場動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃 貸住宅を活用した住宅確保要配慮者への効果的な 居住支援の推進を図るため設立
文京区 居住支援協議会 (2017年7月)	福祉部長 福祉部福祉政策課長 福祉部福祉施設担当課長 福祉部高齢福祉課長 福祉部障害福祉課長 福祉部生活福祉課長 子ども家庭部子育て支援 課長 都市計画部住環境課長 都市計画部建築指導課長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会文京区支 部 (公社)全日本不動産協 会東京都本部豊島文 京支部	(NPO)日本地主家主 協会	(一財)高齢者住宅財団 (社福)文京区社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター (一社)賃貸保証機構 文京区民生委員・児童委 員協議会 文京区障害者基幹相談 支援センター 地域包括支援センター	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状 況及び民間賃貸住宅の市場 動向についての情報の共有 に関する事 2 住宅確保要配慮者の円 滑な入居及び安心居住の支 援に関する事 3 関係機関の連携に関する 事 4 その他区長が必要である と認めた事項	文京区 福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	居住支援協議会運営(住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅 への入居促進を図るため、協議会の基本となる指針の作成 や取組についての検討等)	・行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携 し、住宅確保要配慮の民間賃貸住宅への円滑な入 居を促進するための情報等を関係者間で共有する。 ・それぞれ連携を図りながら高齢者等の住宅に対す る課題を整理し、今後の方向性について協議し、さら なる支援や事業等を推進していく。
台東区 居住支援協議会 (2019年1月)	福祉部長 都市づくり部長	-	(公社)東京都宅地建物 取引業協会台東区 支部 (公社)全日本不動産 協会東京都本部城東 第二支部	-	台東区民生委員・児童委 員協議会 (一社)賃貸保証機構 (公財) 東京都防災・建築 まちづくりセンター (社福)台東区社会福祉 協議会	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の状 況及び民間賃貸住宅の市場 動向についての情報の共有 並びに普及啓発活動に関す る事項 (2) 住宅確保要配慮者の円 滑な民間賃貸住宅への入居 及び地域継続居住の支援並 びに貸主及び民間賃貸住宅 を管理する事業者を行う者へ の不安軽減等のための支援 に関する事項 (3) 住宅確保要配慮者に関 わる各関係機関の連携に関 する事項 (4) その他、設置に関し必 要な事項	台東区 都市づくり部 住宅課 居住支援協議会担当	・居住支援協議会運営 ・普及啓発(リーフレット作成) ・居住支援に係るセミナー開催	・設立前から、住宅確保要配慮者の支援は区の各部 署で行っていたが、住宅の確保が難しく、福祉関係 部署や各種団体等と連携し、支援を行う必要がある ため、協議会を設置した。 ・庁内及び外部団体との連携強化、ネットワーク構築 が今後の課題。

協議会名 (設立年月日)	構成員					設立の根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 ・設立経緯など
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者					
江東区 居住支援協議会 (2011年9月)	・東京都 (出席者:都市整備局住宅政策推進部企画担当課長) ・福祉部長 ・福祉部 長寿応援課長 ・福祉部 地域ケア推進課長 ・福祉部 障害者支援課長 ・生活支援部長 ・生活支援部 保護第一課長 ・子ども未来部長 ・子ども未来部 子育て支援課長 ・都市整備部長 ・都市整備部 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城東第二支部	・東京都住宅供給公社 ・UR都市機構	江東区社会福祉協議会	会則設置	1 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定策に関する事。 2 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事。 3 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給の促進に関する事。 4 その他目的達成のために必要な事業	都市整備部 住宅課	・「民間賃貸住宅空き室情報提供サービス」を行うための不動産団体への相談窓口の運営委託 ・居住支援協議会の運営 ・事業紹介パンフレットの作成	・事務局が必要性を鑑み体制構築を進めたことがきっかけ。 ・江東区住宅マスタープラン(H22.3)において形成を明示し、先進事例(愛知県、福岡市)の調査研究、庁内調整会議などを通じて検討。 ・従前の高齢者民間賃貸住宅あっせん事業の実績が低迷していたことから、民間事業者団体(宅建、全日)の協力のもと、区役所内に住宅相談窓口を設置し、官民連携によるあっせん実績増を目論んだ。
世田谷区 居住支援協議会 (2017年3月)	都市整備政策部長 保健福祉部長 都市整備政策部住宅課長、 保健福祉部副参事(計画担当)、 政策経営部政策企画課長、 公共施設利用担当副参事、 障害福祉担当部障害者地域生活課長、 高齢福祉部高齢福祉課長、 介護予防・地域支援課長、 子ども・若者部子ども家庭課長、 世田谷総合支所地域振興課長、 北沢総合支所生活支援課長、 烏山総合支所保健福祉課長、 砧総合支所健康づくり課長		(公社)東京都宅地建物取引業協会世田谷区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部世田谷支部	(NPO)日本地主家主協会	(社福)世田谷区社会福祉協議会 (一財)世田谷トラストまちづくり	要綱	・関係者(区役所内都市整備領域および保健福祉領域関係所管と不動産団体、居住支援団体等)間での、住宅確保要配慮者に関する不動産市場の動き、住宅確保要配慮者の状況やニーズ、居住支援に係る福祉サービス等の情報共有 ・住まいの確保に関する課題及び課題解決に向けた協議 ・支援策の工夫・見直しや、地域、地区の関係者による住宅確保要配慮者の入居成功例の情報共有 ・住まいサポートセンター(既存事業)と民間支援サービス団体との連携を強化した居住支援の取り組み	世田谷区 都市整備政策部 住宅課 保健福祉部 調整・指導課 (一財)世田谷トラスト まちづくり 住まいづくり課	・居住支援協議会セミナーの開催予定	居住者に自立した生活が必要だと考える民間賃貸住宅業界と、住み慣れた地域で継続した住まいを求める住宅確保要配慮者を支える福祉関係者等の共通理解が不十分である。 高齢者や障害者等が住み慣れた場所で住まいを確保しづらいといった現状や、家財整理等、大家が抱える不安要素から空き室を所有しているにも関わらず物件の提供を控えるといった課題の共有。
杉並区 居住支援協議会 (2016年11月)	保健福祉部長 都市整備部長		(公社)東京都宅地建物取引業協会杉並区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部中野・杉並支部		(公社)東京都不動産鑑定士協会 (社福)杉並区社会福祉協議会 (NPO)CBすぎなみプラス	会則設置	1.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関する事 2.住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関する事 3.住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進のための空家等既存住宅ストックの利活用に関する事 4.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動に関する事 5.その他目的達成のために必要な事業の実施に関する事	保健福祉部 管理課長 都市整備部 住宅課長 保健福祉部 管理課庶務係長 都市整備部 住宅課管理係長 都市整備部 住宅課管理係主査	居住支援協議会運営 高齢者等アパートあっせん事業 高齢者等入居支援事業 住宅改修・住宅設備改修事業	・不動産店舗の中で、住宅確保要配慮者が入居しやすい賃貸物件の確保について、温度差がある。 ・個人情報の取り扱いについて、居住支援協議会と杉並区の事務取扱協定の締結までに時間を要した。 ・国からの補助金の入金の際、協議会口座に直接入金となり、口座を作成するための手続きに時間を要した。

協議会名 (設立年月日)	構成員					設立の根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 ・設立経緯など
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者					
豊島区 居住支援協議会	都市整備部住宅課 保健福祉部福祉総務課 保健福祉部障害福祉課	会員ではないが、登録団体の2団体が居住支援法人の認定を受けている	(公社)東京都宅地建物取引業協会豊島支部 (公社)全日本不動産協会豊島文京支部		(一社)東京都建築士事務所協会豊島支部 NPO法人としまNPO推進協議会 (社福)豊島区民社会福祉協議会地域相談支援課	会則設置	第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 一 豊島区内の空き家・空き室・空き店舗等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進に関すること。 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 三 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 五 その他目的達成のために必要な事業。	都市整備部 住宅課	1. 居住支援サポート体制の構築 2. 居住支援バンクの運営 3. 普及啓発活動の推進 4. 空き家・空き室の研究 5. 家賃助成 6. 居住支援団体登録制度	住宅マスタープランの重点事業として、豊島区内の空き家等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進を行うことを目的に設立された。
北区 居住支援協議会 (2019年3月)	《会長》まちづくり部長 《副会長》健康福祉部長 ・健康福祉部 ・まちづくり部 ・子ども未来部		(公社)東京都宅地建物取引業協会北支部		・北区民生委員児童委員協議会 ・(社福)北区社会福祉協議会 ・NPO法人 ピアネット北 ・NPO法人北区精神障害者を守る家族会飛鳥会 ・NPO法人学生支援ハウスようこそ ・(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的を達成するために必要な事業	まちづくり部 住宅課	・協議会の運営 ・チラシ、リーフレット作成配付等	需要と供給のバランスを取りながら、現況を注視し、福祉部門と連携を図り居住支援に関する取組を進めていく必要がある。
板橋区 居住支援協議会 (2013年7月)	福祉部 健康生きがい部 子ども家庭部 都市整備部	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会板橋支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部城北支部	(NPO)日本地主家主協会 東京都住宅供給公社	板橋区町会連合会 板橋区民生・児童委員協議会 (社福)板橋区社会福祉協議会 (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター (一社)賃貸保証機構	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること 4 その他目的達成のために必要な事業	板橋区 都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進グループ	相談窓口運営	立退きや保証人が見つからない等の理由により、高齢者等が入居を拒まれたり、居住を続けていくことが困難な状況がある等の課題をふまえ、民間賃貸住宅の有効活用を図りながら、各種団体の連携や協働を通じて、高齢者等の居住の安定・確保を図る。
練馬区 居住支援協議会 (2019年4月)	都市整備部長 福祉部長 障害者施策推進課長 生活福祉課長 高齢者支援課長 環境課長 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会練馬支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部練馬支部	-	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 練馬区社会福祉協議会 区立障害者地域生活支援センター 地域包括支援センター	要綱	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進施策に関すること。 (2)関係機関の連携に関すること。 (3)その他区長が必要と認める事項	都市整備部 住宅課 管理係	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進施策に関する検討 (2)関係機関の連携に関する検討	・設立経緯 平成30年1月から不動産団体等と情報交換会を6回開催し、諸課題について協議を行った。 ・課題 賃貸住宅物件オーナーに対する啓発、協力依頼および補助制度等のあり方について

協議会名 (設立年月日)	構成員					設立の根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 ・設立経緯など
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者					
江戸川区 居住支援協議会 (2018年7月)	福祉部 子ども家庭部 健康部 都市開発部		(公社)東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部江戸川支部		(社)江戸川区社会福祉協議会	会則設置	1.住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方針に関すること 2.住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること 3.住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給に関すること 4.その他目的達成のために必要な事項に関すること	江戸川区 都市開発部 住宅課	・宅地建物取引業者を相談員に迎え住宅確保要配慮者への入居支援相談会の実施 ・新たな住宅SN制度の周知、普及のためのセミナー開催 ・居住支援協議会や支援策周知のリーフレット作成 ・宅地建物取引業者向けのアンケート調査 ・会議運営	・庁内、外部団体との連携強化 ・空き家、空き室の解消 ・住宅確保要配慮者の居住支援については、設立前から、区のそれぞれの部署で取組みを行ってきたが、庁内、外部団体と連携し、居住支援策の拡充を図るため、居住支援協議会を設立
八王子市 居住支援協議会 (2016年2月)	まちなみ整備部長 市民活動推進部長 福祉部生活福祉担当部長 まちなみ整備部 住宅政策課長 福祉部 生活自立支援課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会 八王子支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部多摩南支部	-	(一財)八王子市まちづくり公社 (社福)八王子市社会福祉協議会 八王子市民生委員児童委員協議会	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方針に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的達成のために必要な事業	まちなみ整備部 住宅政策課 居住支援協議会担当	1. 住宅セーフティーネット住宅確保要配慮者向け住宅登録の促進 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を普及拡大する 2. 居住支援協力店の登録及び公開 協議会の趣旨に賛同し、協議会及び協議会会員と連携し住宅確保要配慮者に対し適切な支援を行う不動産店を「居住支援協力店」として登録及びホームページに公開する。さらに居住支援協力店ステッカーを登録店店頭に表示 3. 住宅確保に関する相談対応 ①住宅確保相談会の開催 ②事務局及び居住支援協力店を窓口とし、相談に訪れた住宅確保要配慮者に対しあんしん住宅及び居住支援サービス等の情報提供及びマッチングを行う。 ・その他事務費	設立経緯 市営住宅の応募倍率が高い水準で推移していることや、高齢者人口、障害者人口の増加、子育て世帯の増加等の状況があるなかで、市において住宅確保要配慮者に対して情報提供等支援をしていく場がなかった。以上の課題を解決するため、不動産関係団体等の協力が得られたため設立の運びとなった。 設立当初の課題 「あんしん住宅」、「居住支援協力店」の登録数が少ない。
調布市 居住支援協議会 (2015年12月)	都市整備部:住宅課長 子ども生活部:子ども政策課長, 子ども家庭課長 福祉健康部:生活福祉課長, 高齢者支援室長, 障害福祉課長	(公財)日本賃貸住宅管理協会 東京都支部	(公社)東京都宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会 東京都本部	-	(NPO)日本地主家主協会 (社福)調布市社会福祉協議会 調布市地域包括支援センター 調布市民生児童委員協議会	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方針に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 その他目的達成のため必要な事業	調布市 都市整備部 住宅課	・居住支援協議会の運営 ・住宅確保要配慮者相談窓口の運営 ・民間賃貸住宅入居時の仲介手数料の助成事業 ・民間賃貸住宅入居時の家賃等債務保証料の助成事業 ・住宅確保要配慮者相談窓口の案内チラシ及び協力不動産店店頭シールの作成・配布	・当初多摩地区の自治体では協議会を設置していなかったため、設立にあたり協議会の実態の把握が困難であった。 また、設立当初は施策の対象を高齢者に絞っていたが、協議を進める中で障害者やひとり親世帯についても一定のニーズがあることが判明し、担当課との連携が必要となった。 ・市の基本計画に居住支援に向けた取組みを進めることを明記しており、住宅マスタープランの中で居住支援協議会の設置を明記している。また、公営住宅を新築、増築することは財政上厳しい状況であるため、既存の民間賃貸住宅への円滑な入居支援の仕組みの構築が必要となり、協議会の設置に至る。
日野市 居住支援協議会 (2017年3月)	健康福祉部長 まちづくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 (公社)全日本不動産協会 多摩南支部	(NPO)日本地主家主協会 (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部	(社福)日野市社会福祉協議会 日野市地域包括支援センター代表 学識経験者 東洋大学ライフデザイン学部教授	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方針に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事業	日野市 まちづくり部 都市計画課	・居住支援協議会運営(年4回程度会議開催。不動産関係者、福祉関係者、行政の3者による課題の整理、意見の集約調整、情報を共有し、支援策等を検討する。学識経験委員謝礼等) ・相談窓口事業(週1回 3枠専門の相談員による相談を実施。不動産協力店の物件紹介及び必要とされる支援サービスを紹介する。 相談窓口業務委託、相談窓口用チラシ印刷)	・住宅に困窮している住宅確保要配慮者数及び課題の把握 ・不動産協会及び福祉事業者との連携方法

協議会名 (設立年月日)	構成員					設立の根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 ・設立経緯など
	地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者	賃貸住宅管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者					
多摩市 住替え・居住支援協議会 (2017年5月)	都市整備部長 健康福祉部長 都市整備部 ニュータウン 再生担当課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩南支部	(独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(社福)多摩市社会福祉協議会	要綱設置	住宅確保要配慮者の賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び多摩ニュータウン再生方針に基づく地域における多様な世代の居住継続の実現に関し、必要な事項を協議する。	多摩市 都市整備部 都市計画課住宅担当 健康福祉部 福祉総務課	<p>1. 相談事業</p> <p>①住みかえ相談会 市内駅付近の公共施設において、個別相談ブースを設置し、不動産関係団体、公的賃貸住宅事業者、行政が主体となり、出張相談会を年4回実施。</p> <p>②福祉なんでも相談 多摩市社会福祉協議会が市内各地区にあるコミュニティセンター等で実施する相談事業において、住宅確保要配慮者の相談がある場合に、不動産管理関係団体等より相談員を派遣し、相談対応する。</p> <p>2. 普及啓発事業</p> <p>①居住支援セミナー 不動産管理会社・不動産オーナーを対象に、新たな住宅セーフティネット制度の普及啓発のためセミナーを開催する。</p> <p>②パンフレット更新 平成30年度に作成した居住支援パンフレットをベースに、「新たな住宅セーフティネット制度の説明」について更新し、不動産管理会社・不動産オーナーへ郵送する。</p> <p>3. 入居生活支援事業 (仮称)お部屋探しサポート店登録の検討及び(仮称)ハートフルオーナー制度の検討</p> <p>4. 住みかえ支援事業</p> <p>①住みかえ啓発 若年世帯・子育て世帯を中心とした住替え促進、居住の安定確保のため、住まい住替えに関して理解を深めるため、テーマ別連続講座を実施する。</p> <p>②子育て世帯の住まいと住環境に関する調査 平成29年度、30年度に実施した市内保育園及び幼稚園保護者を対象とした住替えニーズを把握するためのアンケート調査のまとめ</p> <p>その他 居住支援協議会の委員報酬</p>	<p>【設立経緯】</p> <p>・第三次住宅マスタープランにて、ストックを活用した住替え支援として、(仮称)住替え・居住支援協議会設立が重点施策として位置づけられた。また、住宅セーフティネット法による住宅確保要配慮者への配慮が必須であることから、居住支援協議会の機能と併せることとなった。</p> <p>【当初課題】</p> <p>・準備会で協議された会則及び要綱の整理</p> <p>・住替え支援の具体的内容。</p> <p>・住替えと居住支援の考え方の整理。</p> <p>・今後の事務局運営について、事務局は市が担当し、将来的に協議会を任意の団体へ移行又は引き続き市の設置機関として事業運営するか協議会の検討事項とした。</p>